

魚沼市地域公共交通燃料価格高騰等対策支援金交付要綱

令和4年12月14日

告示第186号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による利用者の減少及び燃料価格高騰の影響を受けながらも事業継続に努めている公共交通事業者を支援し、市民等の移動手段の維持確保を図るため、予算の範囲内において、魚沼市地域公共交通燃料価格高騰等対策支援金(以下「支援金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、魚沼市補助金等交付規則(平成16年魚沼市規則第50号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 路線バス事業者 道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (2) 貸切バス事業者 法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (3) タクシー事業者 法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者をいう。

(交付対象者)

第3条 この要綱に基づく支援金の交付を受けることができる者は、前条の各号に定める事業を行う者のうち、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 魚沼市内に本社又は営業所を有している者
- (2) 交付申請日時点において、法第4条の許可を受けて事業を行っており、今後も事業の継続が見込まれる者
- (3) 魚沼市暴力団排除条例(平成23年魚沼市条例第31号)第2条第1号又は第2号に該当しない者

(交付対象車両及び支援金の額)

第4条 支援金の対象となる車両の要件及び支援金の額は、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 路線バス事業者 魚沼市内の本社又は営業所で保有し、令和4年10月1日時点で運輸支局に一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車として届出がされており、かつ令和4年度における魚沼市生活交通確保対策運行費補助金交付要綱に係る運行費補助を受ける見込みの運行系統で使用見込みの車両の数に、10万円を乗じて得た額
- (2) 貸切バス事業者 魚沼市内の本社又は営業所で保有し、令和4年10月1日時点で運

輸支局に一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車として届出がされている車両の数に、6万円を乗じて得た額

- (3) タクシー事業者 魚沼市内の本社又は営業所で保有し、令和4年10月1日時点で運輸支局に一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車として届出がされている車両の数に、4万円を乗じて得た額

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、地域公共交通燃料価格高騰等対策支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付し、令和5年2月28日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書(別紙)
- (2) 申請車両一覧表(様式第2号)
- (3) 申請車両一覧表に記載された対象車両の自動車検査証の写し
- (4) 支援金の振込口座が確認できる通帳等の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び支払)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査の上、交付又は不交付の決定を行い、申請者に対し、地域公共交通燃料価格高騰等対策支援金交付(不交付)決定兼確定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

- 2 市長は、前項による支援金の交付決定及び額の確定を行った場合は、申請者に支援金を支払うものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第7条 市長は、前条第1項の規定により支援金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により支援金の交付決定を受けたとき。
- (2) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定により支援金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、地域公共交通燃料価格高騰等対策支援金交付決定兼確定取消通知書(様式第4号)により、交付決定者に通知するものとする。

- 3 市長は、前2項の規定により支援金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 4 市長は、前項の規定により交付決定者に損害が生じることがあってもその賠償の責めを負わない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年12月14日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。